

令和3年度

富士宮市農業委員会総会会議録

令和3年6月10日 開会

令和3年6月10日 閉会

富士宮市農業委員会

令和3年6月10日午後1時富士宮市農業委員会会長望月三千夫は、富士宮市農業委員会総会を富士宮市役所全員協議会室に招集する。

委員定数 19名

出席委員 18名

農業委員出席委員

1番 佐野 芳 弘	2番 宮 島 孝 子	3番 遠 藤 恒 男
4番 望 月 三千夫	5番 赤 池 勝	6番 佐 野 正
7番 千頭和 栄 一	8番 石 川 邦 彦	9番 佐 野 公 洋
11番 村 松 義 正	12番 植 松 眞 二	13番 齊 藤 学
14番 石 川 嘉 章	15番 朝比奈 美 芳	16番 杉 浦 徳 子
17番 植 竹 繁	18番 後 藤 文 隆	19番 松 永 孝 男

欠席委員

10番 松 下 善 洋

農地利用最適化推進委員出席委員

1番 佐野 俊 英	2番 塩 川 金 彦	3番 佐野 三 男
4番 遠 藤 光 浩	5番 佐野 均	6番 村 松 慎 一
7番 土 井 一 彦	8番 加 藤 文 男	9番 望 月 義 雄
10番 有 賀 文 彦	11番 鈴 木 四 郎	12番 佐 野 強
13番 近 藤 雅 隆		

欠席委員

なし

事務局職員

(併) 事務局長	中 野 信 男	次長兼振興係長	望 月 伸 浩
主任 主 査	深 川 亮	主 査	池 田 幸 司
主 事	大 瀧 美 緒		

議長 会長 望月三千夫（以下同じ）

本日は大変お忙しい中、農業委員会総会に御出席いただきましてありがとうございます。

それでは、会議に入る前に10番、松下善洋委員から本日の会議に欠席する旨の申出がありましたので御報告いたします。

出席委員が定足数に達しておりますので、本会議は成立しております。

これより、本日をもって招集されました富士宮市農業委員会総会を開会いたします。

それでは、「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りいたします。会期は、本日1日と決定いたしたいと存じます。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長

御異議なしと認めます。

よって、会期は、本日1日と決定いたしました。

次に、「会議録署名人の指名について」を議題といたします。

お諮りいたします。会議録署名人は、9番 佐野公洋委員、11番 村松義正委員を指名することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長

御異議なしと認めます。

よって、会議録署名人に、9番 佐野公洋委員、11番 村松義正委員を指名いたします。

本日の議事日程は目次のとおり、報第33号から議第35号です。

初めに、報第33号から報第40号まで一括して事務局から報告させます。

事務局 深川主任主査

令和3年4月21日から令和3年5月20日までの受理分について報告いたします。

議案の1ページを御覧ください。

報第33号 農地返還通知書の受理について

農地の使用貸借権の合意解約がなされたことの通知があったので、次のとおり報告する。

議案に記載のとおり使用貸借契約の合意解約による通知が2件提出されました。

続きまして、議案の2ページを御覧ください。

報第34号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

農地の賃借権の合意解約がなされたことの農地法第18条第6項の規定による通知書を受理したので、次のとおり報告する。

議案に記載のとおり貸借契約の合意解約による通知が3件提出されました。

続きまして、議案の3ページ、4ページを御覧ください。

報第35号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について

農地の権利を取得したことの農地法第3条の3第1項の規定による届出書を受理したので、次のとおり報告する。

議案に記載のとおり3件の届出が受理されました。

続きまして、議案の5ページを御覧ください。

報第36号 転用目的事業計画変更届出書の受理について

転用事業者が当初の転用目的または事業計画を変更しようとする転用目的事業計画変更届出書を受理したので、次のとおり報告する。

議案に記載のとおり、宅地造成分譲10区画から宅地造成分譲9区画への計画変更が1件提出されました。

続きまして、議案の6ページを御覧ください。

報第37号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出書の受理について

農地を農地以外のものにしようとする農地法第4条第1項第8号の規定による届出書を受理したので、次のとおり報告する。

議案に記載のとおり1件の届出を受理しました。

続きまして、議案の7ページから10ページを御覧ください。

報第38号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出書の受理について

農地を農地以外のものにするため、その農地につき所有権の移転またはその他の権利を設定しようとする農地法第5条第1項第7号の規定による届出書を受理したので、次のとおり報告する。議案に記載のとおり13件の届出を受理しました。

続きまして、議案の11ページを御覧ください。

報第39号 農地法第5条届出の適用を受ける買受適格証明について

農地の競売・公売に参加するため買受適格証明願の提出があり、証明したので報告する。なお、当該適格証明の交付を受けた者が競落人となり、農地法第5条の規定による届出書を提出した場合において、当該証明の交付時と同様と認めた場合は、受理して差し支えないものとする。

議案に記載のとおり1件の届出を受理しました。

続きまして、議案の12ページを御覧ください。

報第40号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況について

租税特別措置法第70条の6第1項の規定により、相続税の納税猶予の適用を受けていた特例農地について、期間が満了するのにあたり、当該特例農地の利用状況を富士税務署に通知したので報告する。

議案に記載のとおり、現地確認の上、1件の特例農地の利用状況を通知しました。

報告については、以上です。

議長

事務局から報告がありましたが、ここで一括して質疑を許します。御質疑がある方は挙手をお願いします。

[挙手なし]

議長

それでは、御質疑なしと認めます。

よって、報第33号から報第40号まで報告済みとします。

次に、「議第30号 農地法第3条第1項の規定による許可決定について」を議題といたします。事務局に議案の朗読及び説明をさせます。

事務局 池田主査

差し替えとなっております議案13ページを御覧ください。

議第30号 農地法第3条第1項の規定による許可決定について

農地の所有権の移転またはその他の権利を設定・移転しようとする、農地法第3条第1項の規定による許可申請が次のとおりあったので審議を求めます。

第1項及び別冊航空写真1ページを御覧ください。

申請地は下条で、下之坊の南に位置する農地です。受人は、静岡市駿河区の■■■■さんと渡人、■■■■さんとの使用貸借契約で、サカキを栽培する計画です。受人は現在44歳、耕作面積は許可後3万7,564.02平方メートル、稼働人員は1名です。

続きまして、第2項及び同じく別冊航空写真1ページとなります。

申請地は第1項と同じです。営農型太陽光のための区分地上権の設定となります。受入、上井出の株式会社■■■■、代表取締役■■■■さんと渡人、■■■■さんです。■■■さんの農地を■■■さんが耕作し、その上空で■■■■が太陽光発電するという内容になります。支柱に係る太

陽光発電設備等の転用は5条許可になりますので、後ほど御審議いただきます。

続きまして、第3項、別冊航空写真は2ページを御覧ください。

申請地は狩宿で、狩宿児童遊園の南西、下馬桜からは北に位置する農地になります。受人、原の■■■■さんと、渡人、■■■■さんとの売買契約で、蔬菜を栽培する計画です。受人は現在57歳、耕作面積は許可後7,524平方メートル、稼働人員は1名です。

以上、第1項から第3項の申請について、農地法第3条第2項各号の許可しない要件には該当せず、問題ないと判断しました。御審議のほどよろしく申し上げます。

議長

それでは、ちょっと待って。今の差し替えだけど、どこがどういう差し替えか説明してくれる。

事務局 池田主査

差し替えの箇所ですが、受人の住所になります。

議長

分かりました。

それでは、質疑を許します。御質疑のある方は挙手をお願いします。

[挙手なし]

議長

それでは、御質疑なしと認めます。

次に、採決に移ります。

議第30号は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[全員挙手]

議長

御異議なしと認めます。

よって、議第30号は、原案のとおり処理することに決定いたしました。

「議第31号 転用目的・事業計画変更申請の承認について」を議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明をさせます。

事務局 大瀧主事

議案の14ページを御覧ください。

議第31号 転用目的・事業計画変更申請の承認について

農地法による転用の許可がなされた後、計画変更の承認申請が次のとおりあったので審議を求める。

第1項及び航空写真は3ページを御覧ください。

山宮字横手■■■■、畑471平方メートル及び同じく山宮字横手■■■■、畑2,447平方メートルにつきまして、令和元年12月10日に富士市の株式会社■■■■が店舗及び資材置場を目的とする農地法5条の許可を受けましたが、諸事情により当初の事業目的を達成することが困難となったため、同じく富士市の■■■■有限会社が承継し、球技場へ転用しようとするものです。

当初の転用事業者は、県内外及び海外向けの農機具販売事業を計画していましたが、新型コロナウイルスの影響で海外への輸出が困難となり、県外への移動も制限されたため、近隣地域を対象とした販売だけでは需要が見込まれず、事業の継続が不可能となりました。仮に許可の取消処分を行っても、その土地が旧所有者によって農地として効率的に利用されることが認められなか

ったため、今般、事業を承継する形で申請人が売買により取得し、フットサル場として利用したく申請に至りました。承継する申請人は、サッカースクールの経営やスポーツ施設の運営管理を行う法人です。本申請地の選定に当たっては、国道469号線などの主要道路や市街化からも比較的近く、交通の便がいいことや、スポーツ施設としてある程度の広さを確保できること等の要件から比較した上で、他に代替できる土地はないと判断しました。

申請地は、富士山やさいセンターの南約300メートルに位置する第2種農地に該当し、周囲は東と西を道路、北と南を雑種地及び農地に接しますが、境界に見切りを施工する計画のため、影響は軽微であると思われま

す。敷地内には、フットサルコート1面、ウォームアップ場及び駐車場25台分を配置する計画で、面積は過大ではなく、また利用者については、小中学生向けのフットサル教室と一般企業や個人向けの貸出しを想定しています。

なお、周辺住民や区長への事前説明は既に行っており、隣接土地所有者からは事業実施についての同意も得ています。資金は自己資金で確保されており、許可後すぐに着工する計画となっております。

本件については、計画変更の承認後、承継事業についての農地法第5条の許可を要するため、この後の議第32号にて改めて御審議いただきます。

説明は以上です。

議長

ただいまの上程議案について、担当委員からの調査報告をお願いします。

5番 赤池 勝委員

ただいま審議中の第1項について報告します。

6月7日午前10時、申請代理人、事務局職員3名、農業委員2名にて現地に集合し、調査いたしました。

申請書のとおり問題ありませんので御審議のほどよろしくをお願いします。

議長

それでは、質疑を許します。御質疑のある方の挙手をお願いします。

いいですか。今のお話で、フットサルが1面ということでございますが、駐車場25台って、子供さんですかね、子供さんがやる場合は、両親等が来ますね。その場合で駐車場25台分で足りませんかね。

それから調整池はどうなっていますか。

2点。

事務局 大瀧主事

まず1点目の駐車場25台分の内訳については、フットサルは1チーム5人制で行うスポーツで、2試合、例えば連続して競技として行った場合に、一応20名の利用を見込んでいて、プラス監督だったりとかコーチだったりとか、そういう者を含めて、一応2試合が連続してできるような想定でいるというところで、25名というのは聞いています。マイクロバスを停める用の大きめの駐車場もその25台の中に1つ含まれているということなので、一応団体にも対応できるようにというふうに伺っています。

2点目の調整池については、特に傾斜等がなく、地面に何かコンクリを敷いたりするところは一部分もないので、全て碎石だったりとか土をそのまま使ったりとか、フットサルコートについ

でも人工芝を敷くような形なので、雨水は自然浸透させる計画ということで、特に調整池は設けない計画です。

以上です。

議長

今、話を聞きましたけど、駐車場はどっち、この登山道沿いかそれとも東側か。

事務局 大瀧主事

登山道沿いです。東側にコートがきます。

議長

この2反9畝、約3反部の中で大雨が降った場合、芝生で自然浸透ということですが、本当に大丈夫ですかね。下に畑があるね、これね、農地が。違うのかな。

事務局 大瀧主事

一部、ソーラーパネルが設置されていて、もう一部は同じ所有者、現所有者の方の農地なんですけど、耕作はされていない休耕状態です。

議長

茶畑、これは。

事務局 大瀧主事

そのさらに下は茶畑です。

議長

どうですか。

事務局 望月次長兼振興係長

すみません、転用面積ですけれども、2,918平米ということで、市の土地利用に該当しない案件でありまして、そのため、調整池の設置については任意という扱いになります。そして、この場合ですけれども、アスファルトをするということはないものですから、全て地下へ浸透ということで対応するものですから、その水が下へ流れ込むというような心配はしていないところであります。

議長

私があえて聞いたのは、やはり土地利用該当外なもので、あえて実は聞いたわけです。苦情がないようによろしくお願いします。

ほかにはございませんか。

[挙手なし]

議長

それでは、御質疑なしと認めます。

それでは、次に、採決に移ります。

議第31号は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[全員挙手]

議長

御異議なしと認めます。

よって、議第31号は、原案のとおり処理することに決定いたしました。

「議第32号 農地法第5条第1項の規定による許可決定について」を議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明をさせます。

事務局 大瀧主事

議案の15ページを御覧ください。

議第32号 農地法第5条第1項の規定による許可決定について

農地を農地以外のものにするため、その農地につき所有権の移転、またはその他の権利を設定しようとする農地法第5条第1項の規定による許可申請が次のとおりあったので審議を求める。

第1項及び航空写真4ページを御覧ください。

申請地は、外神字下谷■■■■、畑ほか1筆、計280平方メートルで、沼津市の■■■■さんが使用貸借により権利設定し、分家住宅を建築しようとするものです。申請者は現在、借家に住んでいますが、住宅建築を検討したところ、本家の土地を借りられることとなったため申請に及んだとのことです。申請地は、セブンイレブン富士宮外神店の南約300メートルに位置する農用地から除外された第2種農地に該当します。周囲は西を道路、北を宅地、東と南を農地に接しますが、本家の所有地であり、境界には見切りを施工する計画のため、影響は軽微であると思われまます。本家の所有する土地の中で、周辺の農地に与える影響が最も少ないと判断できる土地を選定しており、選定理由は問題ありません。また、本申請地は、外神畑総土地改良区の受益地ですが、支障なしとの意見書が出ています。資金は借入れで確保されており、許可後すぐに着工する計画となっております。

続きまして、第2項及び航空写真5ページを御覧ください。

申請地は、外神字下和田■■■■、畑235平方メートルで、長泉町の■■■■さんが使用貸借により権利設定し、分家住宅を建築しようとするものです。申請者は現在、借家に住んでおりますが、住宅建築を検討したところ、本家の土地を借りられることとなったため申請に及んだとのことです。申請地は、お食事処本山の南約300メートルに位置する第2種農地に該当します。周囲は、南を道路、北と東を宅地、西を農地に接しますが、本家の所有地であり、境界には見切りを施工する計画のため、影響は軽微であると思われまます。本家の所有する土地の中で、他に代替できる土地はなく、選定理由は問題ありません。また、本申請地は、外神畑総土地改良区の受益地ですが、支障なしとの意見書が出ています。資金は借入れで確保されており、許可後すぐに着工する計画となっております。

続きまして、第3項及び航空写真は6ページを御覧ください。

申請地は、外神字鍋久保■■■■、畑ほか1筆、計432平方メートルで、淀川町の■■■■さんが売買により取得し、資材置場に転用しようとするものです。申請者は、リサイクル業を営む法人の代表であり、主に富士フィルム富士宮工場から排出されるポリエチレンテレフタレート樹脂の回収・加工を行っています。今般、事業拡大に伴い、資材や重機などの置き場所が不足したため用地を探していたところ、既に資材置場として利用している土地の隣接地を購入できることとなったため、申請に及んだとのことです。申請地は、リーチェル幼稚園の北約300メートルに位置し、街区に占める宅地の割合が40%以上である第3種農地に該当します。申請地の周囲は道路と宅地に囲まれており、周辺農地への影響はありません。フォークリフトやブルドーザー等重機の駐車スペースと、フレコンバック等の置き場所を確保する計画で、転用面積は過大でないと判断しました。資金は自己資金で確保されており、許可後すぐに着工する計画となっております。

続きまして、第4項及び航空写真7ページを御覧ください。

申請地は、淀師字丸山■■■■、畑298平方メートルで、野中の■■■■さんが使用貸借に

より権利設定し、分家住宅を建築しようとするものです。申請者は現在、借家に住んでおりますが、住宅建築を検討したところ、本家の土地を借りられることとなったため申請に及んだとのことです。申請地は、富丘小の東約300メートルに位置する農用地から除外された第2種農地に該当します。周囲は南を道路、東を宅地、北と西を農地に接しますが、本家の所有地であり、境界には見切りを施工する計画のため、影響は軽微であると思われまます。本家の所有する土地の中で、周辺の農地に与える影響が最も少ないと判断できる土地を選定しており、選定理由は問題ありません。資金は借入れで確保されており、許可後すぐに着工する計画となっております。

続きまして、第5項は先ほど計画変更申請にて審議され承認された案件です。

申請地は、山宮字横手■■■■、畑ほか1筆、計2, 918平方メートルで富士市の■■■■有限会社が売買にて取得し、フットサル場に転用しようとするものです。詳細は先ほど御説明したとおりですので割愛させていただきます。

続きまして、第6項及び航空写真は戻りまして1ページを御覧ください。

申請地は、下条字中島■■■■の内、畑3. 24平方メートルで、上井出の株式会社■■■■が使用貸借により権利設定し、営農型太陽光発電設備を設置しようとするものです。申請地は、下之坊の南約800メートルに位置する農用地区域内の農地で、いわゆる青地に該当し、原則許可はできませんが、不許可の例外に当たる一時的な利用として支柱を立てて営農を継続しながら上空に太陽光パネルを設置するため、支柱部分のみの一時転用となります。下部の農地については、先ほどの議第30号にて審議され決定されたとおり、静岡市駿河区の■■■■さんがサカキを栽培する計画です。認定新規就農者が営農するため、転用期間は10年間となります。申請人は、太陽光発電設備の販売や設置・管理を行う法人で、市内で営農型太陽光発電を行う用地を探していたところ、日照条件や下部農地の状況等要件の合う本申請地を借りられることとなったため、申請に及んだとのことです。パネル下部でのサカキの栽培については、市内においては初めてですが、県内では既に幾つかの事例があります。もともとサカキは、山林等に自生する植物で、直射日光を受けずに生育したものは葉の表面積が大きく、葉の色も光沢のある濃い緑色で良質のものになる傾向にあります。今回の申請に当たっては、他の自治体で既に20件以上の実績がある東京都青梅市の株式会社■■■■から本申請地におけるパネル下でのサカキ栽培についての所見書により、営農に支障なしとの意見を得ています。また当該法人からは、今後の営農に際し、アドバイス等も得られる予定で、営農の適切な継続が見込まれるため、問題ないと判断しました。太陽光発電設備は容易に撤去できる簡易な構造であり、支柱の高さも2メートル以上と問題はなく、万が一、営農が継続されず、設備が撤去される場合の費用についても申請者が負担することで同意を得ています。申請地の周囲には農地が存在しますが、もともと1メートルほどの高低差があるため、影響は軽微であると思われまます。周辺住民や隣接土地所有者、区長への事前説明も済んでおります。資金は自己資金で確保されており、許可後すぐに着工する計画となっております。

続きまして、第7項及び航空写真8ページを御覧ください。

申請地は、人穴字中廣見■■■■の内、畑ほか3筆、計2, 367. 73平方メートルで、山梨県甲府市の株式会社■■■■が賃貸借により権利設定し、工事中の通行路に一時転用しようとするものです。申請地は、サンファーム朝霧の西約500メートルに位置する農用地区域内の農地で、いわゆる青地に該当し、原則許可はできませんが、不許可の例外に当たる一時的な利用として砂防ダム改修工事中の車両通行路として一時転用になります。申請人は、土木及び建築の設計・

管理・施工を行う法人で、今般、国の事業として富士砂防事務所から航空写真左上の富士山栗ノ木沢第一砂防堰堤の改修工事を請け負い、令和4年3月18日までの期間内で砂防内の土砂の搬出やダム改修の工事を行います。転用期間は令和4年3月31日までの予定で、利用に当たっては、農地保護のため、表土を一旦削り取り、道路脇に仮置きし、ビニールシートと砂利を敷いて工事車両の通行路として利用します。工事終了後は、砂利とビニールシートを撤去し、仮置きしていた表土を戻した上で、転用期間内に農地へ復元する計画です。工事中は、大型車両の走行が予想されるため、ネットフェンスや路肩ポールの設置を行い、警備員を配置するなど安全面への配慮をした上で利用する計画で、既に周辺住民や区長への事前説明も済んでおります。資金は自己資金で確保されており、許可後すぐに着工する計画となっております。

続きまして、第8項及び航空写真9ページを御覧ください。

申請地は、内房字出口■■■■、畑ほか1筆、計261平方メートルで、内房の■■■■さんが使用貸借により権利設定し、分家住宅を建築しようとするものです。申請者は現在、本家に住んでおりますが、家族が増え手狭となり、住宅建築を検討したところ、本家の土地を借りられることとなったため申請に及んだとのこと。申請地は、協同ゴム工販株式会社芝川工場の南約300メートルに位置する農用地から除外された第2種農地に該当します。周囲は東を道路、北と西を宅地、南を農地に接しますが、本家の所有地であり、境界には見切りを施工する計画のため、影響は軽微であると思われ。本家の所有する土地の中で、他に代替できる土地はなく、選定理由は問題ありません。資金は借入れで確保されており、許可後すぐに着工する計画となっております。

説明は以上です。

議長

ただいまの上程議案のうち、6項及び7項について担当委員の調査報告をお願いします。

13番 齊藤 学委員

ただいま審議中の第6項の調査結果について報告します。

6月4日、午前9時に現地で栽培者の■■■さん、設置者の■■■■の■■■さんに事務局1名と説明を聞き、周辺への個別説明も行っているとのこと、申請書のとおり問題はありませんでしたので、御審議のほどよろしくをお願いします。

2番 宮島孝子委員

ただいま審議中の第7項の報告をいたします。

6月7日、工事関係者1名、事務局、植竹委員と現地にて説明を伺いました。先ほど事務局から詳しい説明がありましたとおりは問題はないと思われ。よろしくお願ひいたします。

議長

それでは、質疑を許します。御質疑のある方は挙手をお願いします。

いいですか。6項の下条の営農型の関係ですかね。確か、県でこの間会議がありまして、やっぱり一番多いのはサカキで、そのサカキを実際、宮島委員も一緒に行きましたけど、御殿場市を見てきましたけど、本当に格好だけですか。ただし、農水省ではこれから荒廃農地がどんどん生まれるということで、まだ正式にはそういう通達がございませぬけど、もう万やむを得ないということですが、実際問題見ましても、ああいう施設をした後、サカキがいいようだけど育たないんですよね。もうこんな小さいのが、物になんないですかね。

これについて、また、齊藤農業委員も、たまには行ってぜひ見てください。

13番 齊藤 学委員

事務局からも、5年間は収入が出ないということで、時々見に行ってくれて言われて、農業委員の任期がなくなっちゃうよって。

議長

ただ、これからこういうのは大分増えてくるとは思いますけど、また、いずれにしても、恐らく農業も大変困りますので、やはり、国・県がこうしようと言ってきたら、やはり守るべきものは守っていかなくちゃならないと思いますけど、ぜひその点はよろしくをお願いします。

農地利用最適化推進委員9番 望月義雄委員

今の話ですけど、耕作者本人が、本来、やぶの中とかそういう中でやって、太陽からさえぎられたほうが葉の色がいいんだということで、焼けないということですよ。それで、そういう中で育つものなので、先ほどの上野の、そういうところあったら、僕やりますから紹介してくださいなんて、そんな話もこの間、話をしましたけれど。何か、日陰になったほうがよさそうな話をしています。

議長

やぶみたいなどころはいいんですが、やはり田んぼとかそういう近くの、全くそれだけの日陰という、御殿場もそうですが、全く見た目はどこにあるかというのは、サカキが分かんないですよ。

そういうわけで、ぜひ、また担当地区の委員は大変ですがよろしくをお願いします。

ほかにはございませんか。

[挙手なし]

議長

それでは、御質疑なしと認めます。

それでは、採決に移ります。

議第32号は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[全員挙手]

議長

御異議なしと認めます。

よって、議第32号は、原案のとおり処理することに決定いたしました。

「議第33号 非農地証明申請の審議について」を議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明をさせます。

事務局 深川主任主査

議案の18ページを御覧ください。

議第33号 非農地証明申請の審議について

土地登記簿の地目が農地になっている土地であって、その現状が農地以外になっているものについて、証明申請が次のとおりあったので審議を求める。

第1項及び航空写真10ページを御覧ください。

申請地は、北山■■■■、田285平方メートルで、御園集会所の北側に位置する農地です。申請者の祖父の妹が昭和23年に住宅を建築しましたが、亡くなった後、空き家となり昭和53年4月22日に申請者が相続をしました。現在は物置場となっておりますが、線引き前から利用していたことが確認されており、都市計画法上も問題ありません。

続きまして、第2項及び航空写真11ページを御覧ください。

申請地は、山宮■■■■、畑342平方メートルで、山宮小学校の北東に位置する農地です。先代が昭和39年に鶏舎を建築し、養鶏を営んでおりましたが、昭和47年に農業用倉庫に改築し、現在も利用されております。線引き前から利用していたことが確認できており、都市計画法上も問題ありません。

続きまして、第3項及び航空写真12ページを御覧ください。

申請地は、猪之頭■■■■、田1,536平方メートルで井之頭小学校の北西に位置する農地です。先代が、昭和60年頃から傾斜地で耕作不向きのため放棄し、以後、山林・原野化したものです。申請地周辺は山林で、仮に農地として復元しても継続的な営農は困難であり、非農地として扱って差し支えないものと思われま

続きまして、第4項及び航空写真同じく12ページを御覧ください。

申請地は、猪之頭■■■■、畑ほか3筆、計1,024平方メートルで、井之頭小学校の北西に位置する農地です。先代が昭和60年頃から耕作不向のため放棄し、以後、山林・原野化したものです。申請地周辺は山林で、仮に農地として復元しても継続的な営農は困難であり、非農地として扱って差し支えないものと思われま

説明は以上です。

議長

ただいまの上程議案について、担当委員からの調査報告をお願いします。

6番 佐野 正委員

ただいま審議中の第1項の調査報告を行います。

6月4日、申請地にて本人と代理人、事務局2名、会長の望月さんと私で調査を行いました。申請書には昭和23年に家を建てると記されております。昭和26年にアメリカ軍の航空写真でも家屋が確認されております。線引き前の既存宅地であり、問題はないと思いますので、審議のほどよろしくお願

5番 赤池 勝委員

ただいま審議中の第2項について報告します。

6月7日10時10分、申請人、申請代理人、事務局職員3名、農業委員2名にて現地に集合し、調査しました。申請書のとおり問題ありませんので、御審議のほどよろしくお願

12番 植松 眞二委員

ただいま審議中の3項、4項について報告をいたします。

3項については6月8日、申請人、事務局、私、4名で現地確認をいたしました。申請地は既に山林化されており、30年以上のクロキとなっております。申請地は、鳥獣被害もあり、耕作には不向きな場所ですので、申請書のとおり問題はありませ

4項につきましても、航空写真を見ていただくと、隣なもんですから、大体同じような木が30年以上立っております。やはり耕作地には不適切であり、申請書のとおり問題はありませ

議長

それでは、質疑を許します。御質疑のある方は挙手をお願いします。

[挙手なし]

議長

それでは、御質疑なしと認めます。

採決に移ります。

議第33号は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[全員挙手]

議長

御異議なしと認めます。

よって、議第33号は、原案のとおり処理することに決定いたしました。

「議第34号 富士宮市農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明をさせます。

事務局 池田主査

議案の20ページを御覧ください。

議第34号 富士宮市農用地利用集積計画の決定について

別紙農用地利用集積計画（案）について説明します。ページを1枚めくっていただきまして、2ページの農用地の流動化状況を御覧ください。

利用権の設定を受ける者の数8人、利用権を設定する者の数13人、利用権を設定する農用地の面積は計4万8,175平方メートルです。

利用権の内容について説明します。1枚めくって4ページの集積計画を御覧ください。

第1項から第13項まで全て中間管理事業になります。順に説明します。

第1項及び別冊航空写真13ページを御覧ください。

申請地は黒田で、特別養護老人ホーム高原荘の北西に位置する農地です。山本の■■■■さんへの使用貸借権設定で、野菜の栽培、10年新規になります。移転後経営面積は、1万8,533平方メートルになります。

続きまして、第2項及び航空写真14ページを御覧ください。

申請地は原で、白糸自然公園の南東になります。原の株式会社■■■■への使用貸借権設定で、水稻の栽培、10年新規になります。移転後経営面積は、6万3,223平方メートルになります。

続きまして、第3項及び第4項は同一借主の案件になりますので一括して説明します。

第3項及び航空写真15ページを御覧ください。

申請地は杉田で、杉田運動公園の南に位置する農地になります。杉田の■■■■さんへの使用貸借権設定で、野菜の栽培、10年新規になります。

次に、第4項及び航空写真16ページを御覧ください。

申請地は杉田で、樋崎立石集会所の南西に位置する農地になります。受人は先ほどと同じく杉田の■■■■さんへの使用貸借権設定となります。野菜の栽培、10年新規になります。移転後経営面積は、同じく6万9,976.09平方メートルになります。

続きまして、第5項及び別冊航空写真17ページを御覧ください。

申請地は杉田で、杉田二区児童遊園の東、西、及び南に位置する農地になります。杉田の■■■■さんへの使用貸借権設定で、野菜の栽培、10年新規になります。移転後経営面積は、6万4,547.53平方メートルになります。

続きまして、第6項及び航空写真18ページを御覧ください。

申請地は長貫で、楠金公民館の西に位置する農地になります。駿東郡長泉町の■■■■さんへ

の使用貸借権設定で、野菜の栽培、10年新規になります。移転後経営面積は、3,988平方メートルになります。

続きまして、第7項及び航空写真19ページを御覧ください。

申請地は上条で、大石寺の西に位置する農地になります。猫沢の農事組合法人■■■■への使用貸借権設定で、水稻の栽培、10年新規になります。移転後経営面積は、17万6,803平方メートルになります。

続きまして、第8項から第12項までは同一借主の案件になりますので、一括して説明します。

第8項から第12項までの各ページ、及び航空写真20ページから23ページまでとなります。

まず、申請地は第8項、第11項、及び第12項の山宮出口の農地については、富士宮市上水道湯沢配水池の北側に位置する各農地になります。また9項は、配付した航空写真に写っておりませんが、北山郵便局の北西に位置しています。第10項及び第12項の山宮新屋敷796-4の農地は、山宮浅間神社駐車場の南西に位置するものです。万野原新田の■■■■さんへの使用貸借権設定及び賃貸借権設定で、いずれも花木の栽培、10年新規になります。移転後経営面積は、3万4,210.30平方メートルになります。

続きまして、第13項及び航空写真24ページを御覧ください。

申請地は人穴で、人穴区コミュニティー広見公民館の北東に位置する農地になります。人穴の■■■■さんへの使用貸借権設定で、飼料作物の栽培、10年新規になります。移転後経営面積は、15万323.11平方メートルになります。

以上、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしておりますので、御審議のほどよろしく申し上げます。

議長

それでは、質疑を許します。御質疑のある方は挙手をお願いします。

いいですか。8から12項の借主が全部■■さんで、花木ですが、これやっぱりサカキですか。

事務局 池田主査

サカキになります。

議長

サカキね、分かりました。

それから、6項の借りる方が駿東郡長泉町で車でも1時間以上かかりますね。これは、理由分かりますか。

事務局 望月次長兼振興係長

駿東郡長泉町の方ですけれども、これまでも市内の青木でやっておりましたが、そこを返さざるを得なくなったということです。山梨県南部町に農地があり、行く途中でどこかというところで、芝川の長貫の農地を市であっせんをしたところであります。ですので普段からこの辺へ通作しているということです。

議長

野菜は何を作っているのかな。

事務局 望月次長兼振興係長

露地野菜ということは聞いているんですけども、具体的には。

議長

分かりました。

ほかにはありませんか。

〔挙手なし〕

議長

それでは、採決をします。

議第34号は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔全員挙手〕

議長

御異議なしと認めます。

よって、議第34号は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき処理することに決定いたしました。

「報第41号 令和2年度富士宮市農業委員会事業報告について」と「議第35号 令和3年度富士宮市農業委員会事業計画について」は、関連がありますので、一括して審議いたします。

事務局から議案の説明をさせます。

事務局 望月次長兼振興係長

それでは、本日お配りをしました冊子を御覧ください。

報第41号 令和2年度富士宮市農業委員会事業報告ということでもとめさせていただいております。

1ページ目には、農業委員会の構成ということで、農業委員、農地利用最適化推進委員の内訳、あと事務局体制、予算の関係の決算ということで載せさせていただいております。

続きまして、2ページ目につきましては、農業委員会の総会及び農地利用最適化推進会議の開催状況ということで、農業委員会の総会は、このコロナ禍ではあったんですけども、毎月予定どおり、会議の内容等を見直しながら工夫をしながらやったところであります。そして、農地利用最適化推進会議につきましては、昨年4月、5月の緊急事態宣言のときにおきましては、推進会議を中止させていただいたということで、6月から予定どおり開催をさせていただきました。

そして、研修会につきましても、例年どおりの研修会ができませんで、農業者年金につきましては、加入推進部長の齊藤さんをはじめ、女性農業委員の皆さんには静岡へ出張していただき、宮島孝子農業委員さんにつきましては、しずおか農業委員会女性の会の会長ということで、それぞれそちらの活動もあったかと思えます。

4ページ以降につきましては、農地法の許可、届出の処理状況について記載をしてあります。4ページにつきましては、農地法の3条の許可状況ということであります。5ページにつきましては、農地法の4条の許可状況、そして6ページにつきましては、農地法の5条の許可状況、7ページにつきましては、農地法の3条の3の届出の処理状況でございます。そして、8ページにつきましては、農地法の4条の届出、そして、9ページにつきましては、5条の届出ということになっております。そして、10ページにつきましては、非農地証明申請の処理状況ということで記載をしてあります。そして、11ページにつきましては、それぞれの転用、農地法の4条、5条と非農地証明における用途別の転用状況を記載してありますので、また御覧になっていただきたいと思えます。そして、12ページにつきましては、農地の賃貸借の解約ということで、農地法の第18条の処理状況を記載してあります。そして、13ページにつきましては、事業計画変更の申請・届出の処理状況でございます。そして、14ページにつきましては、農地法の関係の諸証明の交付状況でございます。転用事実の証明、耕作証明、そのほかの証明ということで、それ

ぞれ記載してあります。15ページは、国有農地、開拓財産の処理状況と現在の状況を記載してあります。そして、16ページにつきましては、農業経営基盤強化促進法による利用権設定の状況ということで、こちらにつきましては、それぞれ地域別に記載をしてあります。そして、17ページにつきましては、農地の贈与税・相続税納税猶予適格証明、証明願の処理状況、農業者年金受託業務の処理状況ということで記載をしております。最後の18ページにつきましては、皆様方に調査をお願いしましてその結果ということで、遊休農地の状況を記載してあります。

続きまして、議第35号 令和3年度富士宮市農業委員会事業計画を御覧ください。

まず最初に、事業方針としまして、農業・農村を取り巻く状況は、基幹的農業従事者の減少や高齢化の進行、耕作放棄地の増加で、持続可能な農業経営の確立や新規参入の促進等による新たな担い手の確保・育成が課題となっております。また、グローバル化の一層の進展、頻発する自然災害や温暖化、豚コレラや鳥インフルエンザの発生等、多くの課題に直面しております。

このような中において、農業委員会では、改正農業委員会法で農地利用最適化推進業務が法令業務に位置づけられて5年が経過しているところであり、これまでの活動の点検・検証が行われているところであり、今後は、人・農地プランの実質化とともに、その実行等、農地利用の最適化の取組の一層の強化が求められております。

また、国における国家戦略特区諮問会議や規制改革推進会議の議論によりまして、今後においても農地制度と農業委員会制度の在り方に影響を及ぼすことも予想されているところであり、

こうしたことから、農業委員会では、関係機関と連携をしながら定期的な実務上の課題について意見交換を行うとともに、それぞれ連携を強化し、農地利用最適化の推進を図っていくところであり、

また、農業委員会の業務は、農地利用状況調査と遊休農地の措置、農地台帳の法定化に伴う整備・公表とフェーズ2への移行など、期限を定められた業務執行と適正な実施に加え、政策が期待される成果まで求められているところであり、

これらのことを踏まえて、令和3年度の重点事項としまして、5つの項目を挙げさせていただいております。

1つ目としましては、農地利用の最適化に向けた取組の強化、2つ目としまして、農地法等の法令に規定された事項の適切な対応、3番目としまして、農地台帳の精度向上並びに農地情報公開システムへの移行と運用、4番目としまして、農業経営の基盤強化に向けた支援、5番、関係機関と連携・情報の共有化を図ってまいります。

次に、事業計画としまして、それらの取組について記載をしております。

まず1つ目としまして、毎月の総会、その後行われます農地利用最適化推進会議でそれぞれの推進を図ってまいりたいと思います。そのほか、その他の会議ということで、研修会等へも参加をしていきたいと考えております。

そして、その次に事業の推進としまして、先ほど掲げました5項目につきまして、それぞれ取組につきまして記載をしてありますので、また御覧になっていただきたいと思っております。

そして、最後の4ページですけれども、令和3年度の当初予算の概要ということで、本農業委員会分の予算ということで記載をしてありますので、また御覧になっていただきたいと思っております。

事業報告と事業計画についての説明は以上となります。よろしく御審議をよろしく申し上げます。

議長

それでは、質疑を許します。御質疑がある方は挙手をお願いします。

また1点いいですか。

令和3年度の事業計画ですが、これはこの間、県の農業会議でもいわゆる今、国でデジタル庁ができますね。その関係で、そういう方面の、端的に言えば、例えばタブレットをやるとか、そんな関連は、まだ農業会議等から、また県から来ておりませんか。今後の利活用。

事務局 池田主査

昨日なんですけれども、農業委員会の事業推進研修会がございまして、そちらで一応情報の提供はございました。ただし、具体的な通知等はまだ発せられていない状況になります。

以上です。

議長

恐らく農業委員会の事務、また現地を確認してタブレットで情報を共有ということで、これからそういう時代になりますもので、長く農業委員やる方はぜひ勉強してください。

ほかにはございませんか。

[挙手なし]

議長

それでは、御質疑なしと認めます。

それでは、採決に移ります。

報第41号は報告済みとし、議第35号は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

[全員挙手]

議長

御異議なしと認めます。

よって、議第35号は、原案のとおり処理することに決定いたしました。

続きまして、報告事項として、「農地改良届の受理状況」を事務局から報告させます。

事務局 深川主任主査

本日配付しました農地改良届の届出についての受理状況を御覧ください。

航空写真は後ろに添付しております。

農地改良届の届出についての受理状況（令和3年5月13日から令和3年6月9日）について報告します。

第1項、根原■■■■の内、田、1万390平方メートルにつきまして、農地改良によるキャベツの栽培を目的とした農地改良届が令和3年5月13日に提出されました。工事期間は9月30日までの予定です。管理課にも申請済みであり、農地改良届の認可済みであることを確認しています。

続きまして、第2項、人穴■■■■、畑、1万2,039平方メートルほか8筆、計3万8,800平方メートルにつきまして、堆肥肥料の搬入による農地改良により、採草地の充実及びデントコーン（乳牛飼料）の栽培を目的とした農地改良届が令和3年5月13日提出されました。工事期間は7月30日までの予定です。管理課にも申請済みであり、認可済みであることを確認しています。

続きまして、第3項、麓■■■■、登記地目原野、現況畑、2万633平方メートルにつきまして、農地改良により傾斜がきつく残土を搬入して傾斜地を修復し、採草地での農業用車両の作

業の効率化を目的とした農地改良届が令和3年6月3日提出されました。工事期間は令和4年3月18日までの予定です。残土の搬入元が富士砂防事務所であり、公共機関であるということから、管理課には申請が不要であるということを確認しています。

続きまして、第4項、上条■■■■の内、田、91.36平方メートルにつきまして、農地改良により周辺農地への行き来や、農業用車両の通行の利便を図るため農道整備を目的とした農地改良届が令和3年6月3日提出されました。工事期間は9月30日までの予定です。残土等の搬入がなく、現在ある土を利用して実施します。農地改良届の面積、土の搬入がないことから、管理課への申請は不要であることも確認しています。

報告は以上です。

議長

事務局からの報告がありましたが、質疑を許します。質疑のある方は挙手をお願いします。

17番 植竹 繁委員

ここに出されている1、2、3って、自分らの地域なんですけれども、土地改良という名目で、今、いろんな形がとられているわけだけれども、改良も、畑に戻したり、キャベツを作ったりというのをどこが見守るのか、それは農業委員がやるとか最適化推進委員がやるとか、事務局がちゃんとやりますとか、その辺の説明をお願いしたい。

議長

事務局、分かりますか。

事務局 深川主任主査

今のところ、事業が完了した際には、その申請者より事業完了報告書というものを提出してもらっておりますが、その後の栽培状況については、これは今のところなんですけれども、農業委員会で確認をしていくという予定であります。

以上です。

議長

もう少し詳しい説明頼みます。

事務局 望月次長兼振興係長

すみません、農地改良届ということで、皆様方にもお示しをしてあるものですから、当然日頃の状況ということにつきましては、農業委員さん、推進委員さんにも、その状況というのは確認をしてもらいたいと思います。その指導につきましては、事務局で行ってまいりますので、もしそこを見かけて不安に思うというか、気づいたところがあれば、また事務局へ連絡をいただければ、関係課と連携を取りながら、必要であれば指導をしていくようになりますので、またよろしくお願いをしたいと思います。

17番 植竹 繁委員

言われていることは分かるんですけども、ここには載っていないんですけども、もう2年こういう形で改良しますと。2年たってもただ土入れただけで畑になっていないんですよ。これ何だって聞いたら、いや、いずれやりますって言うもんだから、いずれやりますというのが一番問題で、だから今みたいな質問したんですよ。

いやいや、農業委員会もちゃんとそう言えるんですけど言ってくれば、畑にいつまでに戻してくれて、言い方として言えるんですけども、今みたいな説明だとどっちが物事をやっているのかって、あやふやになっているなと思ったもんだからこんな質問をしたんです。

今1項にある人が、キャベツ作りますからって、畑のでこぼこあるから自分でユンボを入れて平らにしますと。平らにはしてくれているんですけど、昨日、見に行ったら、またほかから何か運び入れているような形跡があるんですよ。このときの、本人が来なくて、担当者と言われる人が来て、いやいや、ここは堆肥いっぱい入れてあるからこれ以上堆肥入れちゃ駄目だよ、で、このままの状態じゃなく平らにして、そこへキャベツ作ってください、キャベツを作るだけの量を搬入するんだったらオーケーですよと、これ事務局も知っているはずなんですけれども。そういうのが、農地改良という名目でまたされちゃうというのはどうかなって思われるのが1点。

2項は、これも畑平らにしましたと。今度、これは聞いている話なんですけれども、堆肥屋さんがそこへ大量にその上へ堆肥入れて改良するんですっていうのがあるもんですから、その辺を見守っていただきたいなど。

あまりひどいことをすると、またいろんな問題になっちゃうから、うちのほうはやるっていうとすぐ大型ダンプが何十台も走っちゃうもんだから、その辺を確認しておきたいと思います。

事務局 望月次長兼振興係長

ありがとうございます。委員さん、おっしゃるとおり、事務局としまして農地改良届の扱いにつきまして、大変悩んでいるところでありまして、どこまでを農地改良で済ませべきか、いわゆる転用行為に当たるのではないかとということ、慎重に聞き取りをしながら、農地改良なのかいわゆる一時転用に当たるのかということ、慎重に判断をしているところでありまして、今までおよそ3年は農地改良届で済ましていたというような動きもあったんですけども、今現在につきましては、1年以上かかるものについては、一時転用ではないかということで、農地転用の許可を取ってからというような感じでやらないといけないということで考えているところであります。

ですので、この農地改良届を受理しましたけれども、当然、委員さんの協力も得まして、この期間内に確実に農地改良ができるように状況を確認して、その期間が延びるようでしたら、また計画変更を出させるというような感じで徹底はしていきたいと思いますので、よろしく願います。

大変、事務局としても悩ましいところであります。

議長

よろしゅうございますか。

ですから、こういうの地元の農業委員さん、推進委員さん、また事務局ともたまには現地を回って見てください。

私も質問あるんですが、例えば2の上廣見、これ恐らく堆肥がたくさん出るもので、どこか、要は早く言えば、運搬して捨てるということを考えられて、ここ上廣見は、もう三十数年前、農地開発公団で草地造成した土地なんです。30年たってますから、当然表土がはがれてきますけど、そんなことを含めまして、いろいろ問題が起こる前に調査も必要と思います。

ところで、これ管理課には話はしてあるんですか、こういうの。管理課でも一体性があるからね。

事務局 深川主任主査

はい。連携して、情報は共有しております。

事務局 望月次長兼振興係長

この辺につきましても十分管理課とも連携をしているところでありまして、全ての案件につき

まして、管理課と協議をした中で農業委員会にも農地改良届、管理課の盛土条例における農地改良届ということで、それぞれの課に出してもらっているところでもありますので、双方連携をやっていくところでもあります。

議長

よろしくお願ひします。  
ほかにはありませんか。

[挙手なし]

議長

それでは、御質疑なしと認めます。  
これは報告済みとします。  
これをもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

事務局 望月次長兼振興係長

事務局から、すみません、先ほどの事業報告のときに漏れていたところがありますので、報告ということでさせていただきたいと思ひます。

実は、去る令和3年4月12日に開催をいたしました農業委員会の総会におきまして、指定大規模既存集落制度と優良田園住宅における農地転用の件数なんていうことで、恐らく会長さんから質問があったと思うんですけども、それについて、お答えをさせていただきたいと思ひます。

まず、指定大規模既存集落制度、こちらにつきましては、平成28年12月から行われておりまして、これまでの総件数としましては4件ありました。このうち、農地転用につきましては3件ということでもあります。場所につきましては、青木、北山、内房であります。

そして、もう一つの優良田園住宅につきましては、こちらにつきましては、平成29年4月から行っておりまして、総件数としましては5件ということ、このうち農地転用を伴うものにつきましては1件ということになります。場所につきましては、北山ということになっております。

以上、報告させていただきます。

議長

ということでございます。  
それでは、本日の日程は全て終了いたしました。  
次回の農業委員会総会は、7月12日を予定しております。  
以上をもちまして、令和3年6月富士宮市農業委員会総会を閉会といたします。

午後2時19分終了

本会議録を書記に作成せしめ、会議録署名人と共に署名する。

富士宮市農業委員会

会 長

会議録署名人

9 番

会議録署名人

11 番